

# 彩の国サーキュラーエコノミー型製品等登録制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、「彩の国サーキュラーエコノミー型製品等登録制度」について必要な事項を定め、循環資源を原材料に使用しているサーキュラーエコノミー型製品(以下「CE型製品」という。)やサーキュラーエコノミー(以下「CE」という。)に関する取組を実施する企業等を県が登録することで、CE型製品やCEに対する消費者の理解促進を図り、消費者からCE型製品等が選ばれる気運の醸成を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1)「企業等」とは、企業、団体、教育機関及び市町村をいう。
- (2)「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法(平成12年6月2日法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。
- (3)「登録製品」とは、第4条で申請を行い、第5条で登録された製品をいう。
- (4)「登録企業等」とは、第4条で申請を行い、第5条で登録された企業等をいう。

## (申請要件)

第3条 登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各項の登録区分に応じ、申請するものとする。なお、申請者は、埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会の会員でなければならない。

### 1 彩の国サーキュラーエコノミー型製品の登録

次の各号全てに該当する製品の登録であること。また、彩の国リサイクル製品の認定を受けている製品はこの申請を要さない。

- (1) 循環資源を原材料の一部又は全部に利用した製品であること。
- (2) 申請者が製造(委託生産等を含む)した製品であること。
- (3) 別表第一に記載する制度等による登録・認定等を受けている製品又は別表第一に記載する制度等による許可を取得した申請者が取り扱う製品であること。
- (4) 申請者が次の(ア)～(オ)の暴力団排除規定に該当しないこと。
  - (ア) 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるもの。
    - (イ) 暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの。
    - (ウ) 自己、その属する企業等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して居るもの。
    - (エ) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの。

- (才) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- (5) その他法令上又は社会通念上、登録することが適当でないと知事が判断する事由がないこと。

## 2 彩の国サーキュラーエコノミー企業の登録

次の各号全てに該当する企業等の登録であること。

- (1) 企業等の取組等が別表第二に掲げる指標のいずれかに該当すること。
- (2) 申請者が前項第4号(ア)から(オ)のいずれかに該当しないこと。
- (3) その他法令上又は社会通念上、登録することが適当でないと知事が判断する事由がないこと。

### (登録の申請)

第4条 登録の申請は、前条の登録区分に応じて、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

#### 1 彩の国サーキュラーエコノミー型製品の登録

- (1) 様式第1号(申請書)及びこれに記載した事項を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

#### 2 彩の国サーキュラーエコノミー企業の登録

- (1) 様式第2号(申請書)及びこれに記載した事項を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

### (登録の実施)

第5条 知事は、前条の規定による申請のあった企業等について、審査を行った後、その結果に基づいて登録の可否を決定し、企業等へ決定通知を送付する。また、登録の証として別表第三に定めるロゴマーク及び別表第四又は第五の登録証の電子データを交付するとともに登録内容等を県ホームページに公開する。

- 2 知事は、第4条第1項及び第2項の登録に係る申請書を受理した場合は、翌々月の1日付けて前項の事務を行う。
- 3 第4条第1項の登録を希望する製品が別表第一に記載する制度等の登録・認定等の対象品目に該当しない場合、別に定める彩の国サーキュラーエコノミー型製品等登録審査会(以下、「審査会」という。)の意見を聴取した上で登録することができる。
- 4 前項の規定による審査会の構成や運営については別に定める。

### (登録の有効期限)

第6条 前条の登録の有効期限は、登録の日から3年とする。

### (ロゴマークの使用)

第7条 登録企業等がロゴマークを使用する場合は、別に定める使用規程を遵守するものとする。

#### (変更の届出)

第8条 登録企業等は、第5条の登録を行った事項に変更があったときは、速やかに、様式3号変更届及び変更事項を証する書類を知事に提出しなければならない。

#### (登録の辞退)

第9条 登録企業等は、登録の辞退をしようとするときは、様式4号辞退届を知事に提出しなければならない。

#### (登録の更新)

第10条 登録企業等は、登録の日から3年が経過するまでの間に、原則として更新の手続きを行うものとする。

2 更新の手続きは、登録の有効期限の3か月前から行うことができ、新規登録に準じて手続きを行うものとする。

#### (登録の取消し)

第11条 知事は、登録企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1)過去3年以内に重大な法令違反があることが判明した場合
  - (2)国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの
  - (3)虚偽又は不正の事実に基づいて登録又はその更新を受けた場合
  - (4)第3条各号のいずれかに該当しなくなった場合
  - (5)正当な理由がなく第8条の規定による報告をしない場合
  - (6)第9条の規定により登録の辞退届出が提出された場合
  - (7)正当な理由がなく第10条の規定による更新をしない場合
  - (8)企業等としての活動実態がないと判断される場合
  - (9)登録企業等との間で、電話、Eメール、手紙等による連絡がとれなくなり、1年を越えた場合
  - (10)その他知事が登録の取消をすることが適当と認めた場合
- 2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた企業等に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を取り消された企業等は、第5条の登録証及びロゴマークを使用することができない。

#### (登録企業等の責務)

第12条 登録企業等は、登録内容への適合状況を定期的に確認しなければならない。

- 2 登録製品の流通、販売過程において、消費者等との間で登録製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに県に報告するとともに登録企業等が自らの責任においてその処理を行わなければならない。
- 3 登録製品は、登録した翌年度以降、毎年4月30日までに、前年度の登録製品の販売実績などを様式5号実績報告書により知事へ報告しなければならない。ただし、登録製

品が彩の国リサイクル認定品である場合は、この要綱に基づく実績報告を要しない。

(調査)

第13条 知事は、登録企業等に、必要に応じて資料の提出を求めるほか、聞き取り又は現地調査を行うことができる。

(事務の所掌)

第14条 この要綱に関する事務は、埼玉県環境部資源循環推進課において所掌する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、彩の国サーキュラーエコノミー型製品等登録制度の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月9日から施行する。